



平成28年11月30日

各 位

東京都大田区大森北1丁目1番10号
会社名 株式会社大庄
代表者名 代表取締役社長 平 了寿
(コード番号 9979 東証第1部)
問合せ先 専務取締役 水野 正嗣
(TEL 03-5764-2229)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成28年8月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

平成28年8月期決算監査において、「土地の再評価に関する法律」の定めるところによる土地再評価差額金の取崩しに係る会計処理に誤りが判明いたしました。本案件に対する当社の対応として、平成28年8月期第3四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本案件は、土地再評価差額金の取崩しに係る会計処理の誤りが原因であり、専門的な知識・経験を有する人材を確保・配置していたものの、発生頻度の少ない非定型的な取引に関する内部統制については、会計処理承認時の検証が十分に運用できていなかったことに起因するものであります。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までには是正されなかった理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表の作成の過程で発見されたためであります。

3. 開示すべき不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、当事業年度の末日後、決算業務におけるチェック体制の強化を図る再発防止策を講じ、翌事業年度末時点においては、適切な内部統制を整備運用する方針であります。

4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

上記に伴う必要な修正事項は、平成28年8月期有価証券報告書に反映しており、当該財務諸表及び連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上